

施術所開設等の手引き

山形市保健所 保健総務課

医事薬事係

(令和5年3月)

本手引きでは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）及び柔道整復師法に基づく施術所の開設等の手続きについて説明します。

1 開設手続きの流れ

いつでも

事前相談

- 平面図をお持ちの上、構造設備や広告（看板）、開設日程等をあらかじめ相談してください。立入業務等で担当者不在の場合がありますので、事前の連絡をお願いします。

開設

（開設後 10 日以内）

開設届出書提出

- 施術所開設後 10 日以内に開設届出書を提出してください。届出書の控えが必要な場合は、書類を 2 部お持ちください。

（開設届出書受理後）

立入検査

- 構造設備が基準と合致しているか、衛生上必要な措置が講じられているか、広告（看板）について法令違反がないか等の検査を行います。

2 開設届出書

施術所開設後 10 日以内に「施術所開設届出書」及び「添付書類」を保健所へ提出してください。

提出書類		部数	注意事項
施術所開設届書 【様式第 1 号】		1 部	あはき法と柔道整復師法の施術所で届出書様式が異なりますので注意してください。
添付書類等	施術者の免許証の写し	1 部	原本照合を行いますので、施術者全員の免許証の原本も併せてお持ちください。 やむを得ず免許証の原本をお持ちできない場合は、開設者の責任において原本証明した免許証の写しを提出してください。
	施術所の平面図	1 部	各室の用途、寸法及び面積、ベッドの位置、外気開放部分の位置と面積、換気装置の位置、消毒設備の位置等を記入してください。
	本人確認書類	施術者 全員分	不正行為防止の観点から、厚生労働省通知に基づき本人確認を行いますので、開設者（法人の場合を除く）及び施術者全員に来ていただくとともに、運転免許証等、顔写真付きの身分証明書の原本をお持ちください。 やむを得ず本人に来ていただくことができない場合は、開設者の責任において原本証明した運転免許証等の写しをお持ちください。

* 届出書の控えが必要な場合は、書類を 2 部お持ちください。

3 施術所の名称

以下のような名称は認められません。

施術所の名称として認められないものの例

医療法、医師法に抵触する名称 その他法律等に抵触する名称	〇〇病院、〇〇診療所、鍼灸医〇〇、 接骨医〇〇、〇〇薬局 等
---------------------------------	-----------------------------------

4 構造設備基準

あはき法施行規則及び柔道整復師法施行規則により、以下のとおり構造設備基準が設けられております。開設にあたっては、以下の基準に適合する必要があります。

項目		基準
構造設備基準	施術室	・ 6. 6 m ² 以上の 専用 の施術室を有すること ・ 室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放できること。または、これに代わる適当な換気装置があること。 ・ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること
	待合室	・ 3. 3 m ² 以上の待合室を有すること

5 衛生上必要な措置

あはき法施行規則及び柔道整復師法施行規則により、以下のとおり衛生上必要な措置を講ずることが求められています。施術室の清潔保持や物品の管理には十分配慮してください。

- ・ 常に清潔に保つこと
- ・ 採光、照明及び換気を十分にすること

6 広告制限（あはき法）

施術所の広告は、あはき法第7条及び厚生労働大臣が指定する事項により定められた事項以外は広告してはならないと規定されています。

施術所が広告を行う際は、法律等を十分確認し、不明な点があれば事前に保健所へ相談してください。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条 及び厚生労働大臣が指定する事項

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 第1条に規定する業務の種類（あん摩、マツサージ若しくは指圧、はり又はきゆう）
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項
 - (1) もみりようじ
 - (2) やいと、えつ
 - (3) 小児鍼（はり）
 - (4) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出した旨
 - (5) 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - (6) 予約に基づく施術の実施
 - (7) 休日又は夜間における施術の実施
 - (8) 出張による施術の実施
 - (9) 駐車設備に関する事項

* 広告内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない

7 広告制限（柔道整復師法）

施術所の広告は、柔道整復師法第 24 条及び厚生労働大臣が指定する事項により定められた事項以外は広告してはならないと規定されています。

施術所が広告を行う際は、法律等を十分確認し、不明な点があれば事前に保健所へ相談してください。

柔道整復師法第 24 条 及び厚生労働大臣が指定する事項

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項
 - (1) ほねつぎ（又は接骨）
 - (2) 柔道整復師法第 19 条第 1 項前段の規定による届出をした旨
 - (3) 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - (4) 予約に基づく施術の実施
 - (5) 休日又は夜間における施術の実施
 - (6) 出張による施術の実施
 - (7) 駐車設備に関する事項

* 広告内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない

8 変更届出書

開設届出事項に変更が生じた場合は、変更後 10 日以内に「施術所開設届出事項一部変更届書」を保健所に提出してください。

提出書類		部数	注意事項
施術所開設届出事項 一部変更届出書 【様式第2号】		1 部	あはき法と柔道整復師法の施術所で届出書様式が異なりますので注意してください。
変更事項	添付文書	部数	注意事項
構造設備	施術所の平面図	1 部	変更箇所を明示した変更前及び変更後の平面図を各 1 部添付してください。
施術者 (追加) (氏名変更)	免許証の写し (追加の場合)	1 部	原本照合を行いますので、免許証の原本も併せてお持ちください。 やむを得ず免許証の原本をお持ちできない場合は、開設者の責任において原本証明した免許証の写しを提出してください。
	本人確認書類 (追加の場合)	提示のみ	不正行為防止の観点から、厚生労働省通知に基づき本人確認を行いますので、本人来所の上、運転免許証等、顔写真付きの身分証明書の原本をお持ちください。 やむを得ず本人が来所できない場合は、開設者の責任において原本証明した運転免許証等の写しをお持ちください
施術者 (削除)	不要	不要	添付書類は不要です。 変更届書のみを提出してください。
【その他の変更事項】 ・ 開設者の住所又は氏名 (法人の場合は名称及び主たる事務所の所在地) ・ 施術所の名称 ・ 開設の場所 (住居表示等) ・ 業務の種類		1 部	添付書類は不要です。 開設者自体の変更や施術所を移転する場合は施術所を廃止し、新たに開設届が必要になります。その他変更の際して不明な点があれば事前に保健所へ相談してください。

* 届出書の控えが必要な場合は、書類を 2 部お持ちください。

9 休止、廃止、再開届出書

施術所を休止、廃止、再開した場合は、10日以内に「施術所休止（廃止、再開）届出書」を保健所に提出してください。

提出書類	部数	注意事項
施術所休止（廃止、再開） 届出書 【様式第3号】	1部	あはき法と柔道整復師法の施術所で届出書様式が異なりますので注意してください。

*届出書の控えが必要な場合は、書類を2部お持ちください。

10 出張専門による業務開始、休止（廃止・再開）及び市内滞在業務開始届出書

専ら出張のみによってその業務に従事する施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）が、その業務を開始したときは「出張専門による業務開始届出書」、その業務を休止（廃止、再開）したときは「出張専門による業務休止（廃止、再開）届出書」を保健所に提出してください。

また、施術者の住所地が山形市外（当該施術者が山形市内に施術所を開設している場合を除く）であって、山形市内に滞在してあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術を業として行う場合は、「市内滞在業務開始届出書」を事前に保健所に提出してください。

提出書類	部数	注意事項
出張専門による業務開始届出書 【様式第4号】	1部	【添付書類】 ・施術者の免許証の写し 原本照合を行いますので、免許証の原本も併せてお持ちください。 ・本人確認書類 運転免許証等、顔写真付きの身分証明書の原本をお持ちください。
出張専門による業務休止（廃止、再開）届出書 【様式第5号】	1部	添付書類は不要です。
市内滞在業務開始届出書 【様式第6号】	1部	【添付書類】 出張専門による業務開始届出書と同じ

*届出書の控えが必要な場合は、書類を2部お持ちください。

1 1 届出済証明書

あはき法に基づく届出の証明書の交付を申請する場合は必要に応じて、「施術所開設届出済証明書交付申請書」、「施術所従事者届出済証明書交付申請書」、「出張業務従事届出済証明書交付申請書」を保健所に提出してください。

山形市あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術所等の証明書交付要綱に基づき、証明書を交付します。

提出書類	部数	注意事項
施術所開設届出済証明書 交付申請書 【様式第1号】	1部	添付書類は不要です。
施術所従事者届出済証明書 交付申請書 【様式第2号】	1部	添付書類は不要です。
出張業務従事届出済証明書 交付申請書 【様式第3号】	1部	添付書類は不要です。

12 施術所関係様式、提出期限、提出部数一覧

提出書類	様式（根拠法令等）	提出期限	提出部数
施術所開設届出書	様式第1号（あはき法） 様式第1号（柔道整復師法）	10日以内	1部
施術所開設届出事項 一部変更届出書	様式第2号（あはき法） 様式第2号（柔道整復師法）	10日以内	1部
施術所休止 （廃止、再開）届出書	様式第3号（あはき法） 様式第3号（柔道整復師法）	10日以内	1部
出張専門による 業務開始届出書	様式第4号（あはき法）	開始時	1部
出張専門による業務休止 （廃止、再開）届出書	様式第5号（あはき法）	休止（廃止、 再開）時	1部
市内滞在業務開始届出書	様式第6号（あはき法）	事前提出	1部
施術所開設届出済証明書 交付申請書	様式第1号（市交付要綱）	必要時	1部
施術所従事者届出済証明書 交付申請書	様式第2号（市交付要綱）	必要時	1部
出張業務従事届出済証明書 交付申請書	様式第3号（市交付要綱）	必要時	1部

*届出書等の控えが必要な場合は、書類を2部お持ちください。

届出様式につきましては、山形市ホームページから電子データ（ワード版、PDF版）をダウンロードできます。

届出様式ダウンロード方法

- ① 山形市公式ホームページを開く
- ② トップ画面の検索窓にて「医事関係申請」と入力し、検索する
- ③ 検索結果より「医事関係申請・届出様式集」をクリック
- ④ 必要な様式をダウンロード

13 届出等提出先、問い合わせ窓口

【山形市内の施術所】

山形市内の施術所に関する届出等の提出先は山形市保健所となります。その他、この手引きに関する事、山形市内の施術所に関する事項については山形市保健所担当部署に確認してください。

保健所名 担当部署	所在地	連絡先	管轄区域
山形市保健所 保健総務課	〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 4 階	医事薬事係 023-616-7261	山形市内

【山形市外の施術所（山形県内）】

山形市外の施術所（山形県内）に関する届出等の提出先は山形県各保健所となり、手続きの際は山形県の様式を使用することとなります。その他、山形市外の施術所（山形市外）に関する事項については以下の担当部署に確認してください。

保健所名 担当部署	所在地	連絡先	管轄区域
村山保健所 保健企画課	〒990-0031 山形市十日町 1-6-6	医薬事室 023-627-1182	村山地域 (山形市外)
最上保健所 保健企画課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	企画調整・地域医療担当 0233-29-1257	最上地域
置賜保健所 保健企画課	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	医薬事担当 0238-22-3872	置賜地域
庄内保健所 保健企画課	〒997-1392 東田川郡三川町大字 横山字袖東 19-1	医薬事担当 0235-66-5478	庄内地域